

いばらきグローバルビジネス推進事業（シンガポール・ベトナム）参加規定

いばらきグローバルビジネス推進協議会（以下「協議会」という。）では、経済のグローバル化が進展し、国内市場の縮小が予想される中、アジアで国民一人当たりのGDPが最も高いシンガポールや経済成長を続けるベトナムを対象として、現地でのビジネス需要開拓等を行ういばらきグローバルビジネス推進事業を実施し、県内中小企業等の商品を売り込みます。

1 参加者の資格

県内に事業所を有する事業者及びそれを取りまとめる団体等で、「いばらきグローバルビジネス推進協議会（2019年5月設立）」の会員又は会員になることが可能な者（以下「対象事業者」という。）。

2 いばらきグローバルビジネス推進事業の対象商品

県内で製造され自社製品として販売される加工食品、飲料、酒類等（賞味期限が6か月以上あるもの）（以下「対象商品」という。）であり、シンガポールやベトナムへの輸出が可能であるもの。

3 売込の対象国・都市

シンガポール、ベトナム（ホーチミン市等）

4 事業実施予定期間

2020年6月から2021年2月頃まで

5 参加の申込

シンガポール及びベトナムの国別（1ヶ国、2ヶ国の選択任意）による「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、協議会事務局（茨城県営業戦略部グローバルビジネス支援チーム内）に提出してください。なお、申込多数等により調整を要する場合は、選定のうえ、採択商品を決定します。

6 参加申込後のキャンセル

参加申込後、やむを得ない事情によりキャンセルされる場合は、書面をもって所定の手続きを行ってください。なお、この場合、対象事業者に生ずる損害について、協議会は一切責任を負いません。

7 費用負担

＜県が負担する経費＞

(1) 対象商品の通関・輸送のための費用

(2) 協議会が指定する相談先による輸出手続等に関するコンサルティング費用

※商談に際して必要となる書類の作成代行、当該事業により商談を開始した後の各種仲介用務など、対象事業者が取り組む個別商談のコンサルティングは対象外となります。

＜対象事業者が負担する経費＞

上記(1)～(2)以外の次の経費は対象事業者の負担となります。例示すると次のとおりです。

(1) 対象商品のサンプル提供費用

(2) 国内指定倉庫への商品輸送費用

(3) 対象商品のサンプル輸出に係る各種証明書発行の手数料等

(4) その他必要な経費

8 当該事業の実施見合わせ等

協議会、対象事業者及び関連事業者の責に帰すことのできない事由によって、当該事業の全部または一部が中止・中断された場合、これによって県内事業者に生じた損害について、協議会は一切責任を負いません。

9 違反による参加の取りやめ

協議会は、参加事業者が当該参加規定に違反した場合、当該参加事業者の参加を取りやめることができるものとします。この場合、県内事業者に生じた損害について、協議会は一切責任を負いません。

10 個人情報保護法

協議会等に提出いただいた対象事業者の情報は適切に管理し、当該事業のために活用します。なお、当該事業により支援する対象事業者及び対象商品の情報や各種写真等については、県議会や報道機関等に適宜公表しますので、予めご了承ください。

11 知的財産権保護

協議会は、対象商品の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。対象事業者は、必要に応じて、自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。

12 商談トラブル

協議会、対象事業者及び関連事業者の責に帰すことのできない事由による当該事業の実施期間中及び終了後の商談等にかかるトラブルについて、協議会は一切責任を負いません。

13 アンケート等

当該事業の成果把握等のため、協議会が実施するアンケートにご回答いただきます。また、当該事業の終了後、定期的に、継続商談の状況等について、アンケートや電話等により聞き取りする際、ご協力いただきます。

14 規定外事項

当該参加規定に定めのない事項が発生した場合は、協議会、対象事業者及び関連事業者が協議の上、その対策を決定するものとします。